# 熊本県里親登録証取扱要領

# (趣 旨)

第1条 この要領は、児童福祉法(昭和20年法律第164号。以下「法」という。) 第6条の4に規定する里親の制度を社会に広く普及するとともに、養育里親、 専門里親、養子縁組里親及び親族里親(以下「里親等」という。)であることの 身分を証明する里親登録証を交付することにより、里親が要保護児童に関する 必要な手続きを円滑に行うことを目的とする。

# (里親登録証の交付)

第2条 知事は、熊本県里親登録名簿に記載された者のうち、里親登録証発行届(様式第1号)の提出があったものについて、里親登録証(様式第3号)を交付するものとする。

# (記載する事項)

第3条 里親登録証には、里親氏名、フリガナ、住所及び生年月日、登録番号(親 族里親を除く)を記載することとする。

### (有効期間)

第4条 里親登録証の有効期間は、法第34条の19に規定する里親登録名簿の有効期間と同一の期間とする。

### (再交付)

第5条 里親登録証の交付を受けた者は、里親登録証を紛失したとき、又は破損等により使用に耐えなくなったとき、又は里親登録証の記載事項に変更が生じたときは、里親登録証再発行・変更申請書(様式第2号)により里親登録証の再発行を申請することができる。

### (返 環)

- 第6条 里親登録証の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに里親登録証を返還しなければならない。
  - (1) 里親登録名簿から削除されたとき。
  - (2)破損等により使用に耐えなくなったとき、又は記載事項に変更が生じたとき。
  - (3) 再交付後、紛失した里親登録証が見つかったとき。

# 附則

- 1 この要領は、令和5年(2023年)1月5日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年(2023年)9月13日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年(2023年) 10月18日から施行する。